

要求水準書 第2細則 2施設整備業務 付属資料
諸室共通事項及び諸室リスト及び諸室概要シート凡例に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「要求水準書 第2細則 2施設整備業務 付属資料 諸室共通事項及び諸室リスト及び諸室概要シート凡例」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目				質問	回答
	ページ	章	番号 ()	その他		
001	001		(1)	I (ア)	(ア)「防音性能」において「室内の会話が外部に漏れないような防音」とありますが、間仕切壁の遮音性能として室内音圧レベル差の適用等級(建築学会提案、例:病院個室は特級D-50)にて表現下さい。また病室などの居住性の確認のために外部交通騒音データが必要かと思われます。近隣にて測定したデータがあれば、提示願います。	<p>以下に回答します。</p> <p>「室内の会話が外部に漏れないような防音」 ・日本建築学会による遮音適用等級D-45程度</p> <p>「会議室として一般的な防音及び吸音性能とすること」 ・日本建築学会による遮音適用等級D-50程度</p> <p>「病室・当直室等の就寝を伴う室」 ・日本建築学会による遮音適用等級D-50程度(特別病室においてはD-55程度)</p> <p>「その他設置機器・機械による発生音に対する遮音」 機器・機械発生音が隣室には聞こえないことを指標として性能設定して下さい。特に、性能について述べていない諸室については日本建築学会による遮音適用等級1級を指標として設定して下さい。 また、隣接する室等の用途により要求される遮音性能が変わることを考慮のうえご提案ください。</p> <p>なお、近隣の測定データはありません。</p>
002	002		(1)	I (ウ)	各部門での光熱水費計量箇所について、基本的な考え方を教えてください。	<p>部門別等におけるエネルギー使用量の測定及び分析を求めているのは、エネルギー使用量削減提案をしていただく上で必要なデータを測定・分析して頂くこと、経営管理の視点(部門別原価計算等)で部門別等における測定及び分析を行って頂きたいということを目的としております。</p> <p>ご質問に関しては、基本的には、「要求水準書 第2細則 2施設整備業務」のP28「(2)-ア-(イ)」に規定しているa～tの部門を想定しておりますが、前段の趣旨をご理解頂いたうえで、望ましい管理区分に係るご提案を期待しております。</p> <p>また、「要求水準書 第2細則 2施設整備業務 付属資料」の「(1)-E-(ウ)光熱水量計量箇所」にもとづき、テナント・院内保育所等も要求水準となっておりますのでご確認のうえご提案ください。</p>